

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

ページ

告 示

○国土調査の成果の認証（四件）

（地域振興課）

一

○貸金業者の登録の取消し（二件）

（商工経営支援課）

二

○保安林の指定施業要件の変更の予定

（森林整備課）

二

○保安林の指定の予告内容の掲示

（同）

三

○道路の区域変更

（道路課）

三

○道路の供用開始

（同）

三

○土地改良事業計画変更の適当の決定（三件）

（北部地方振興事務所）

三

公 告

○採石業務管理者試験の実施

（産業立地推進課）

四

正 誤

○宮城県公報第二〇五六号中

五

告 示

○宮城県告示第七百八十八号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。

平成二十二年八月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行った者の名称

石巻市

二 調査を行った時期

平成二十一年度から平成二十一年度まで

三 成果の名称

石巻市の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

石巻市水明南一丁目、同市水明南二丁目、同市大橋一丁目一部、石巻市石巻字袋谷地、同字袋谷地南、同字袋谷地三番、同字袋谷地五番、同字水押の一部

五 認証年月日

平成二十二年七月二十七日

○宮城県告示第七百八十九号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。

平成二十二年八月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行った者の名称

気仙沼市

二 調査を行った時期

平成二十一年度から平成二十一年度まで

三 成果の名称

気仙沼市の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

気仙沼市西中才の一部、同市大岩井山の一部

五 認証年月日

平成二十二年七月二十七日

○宮城県告示第七百九十号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。

平成二十二年八月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行った者の名称

大崎市

二 調査を行った時期

平成十八年度から平成二十年度まで
 三 成果の名称
 大崎市の地籍図及び地籍簿
 四 調査を行った地域
 大崎市古川雨生沢字息沢
 五 認証年月日
 平成二十二年七月二十七日
 ○宮城県告示第七百九十一号
 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を
 認証した。
 平成二十二年八月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行った者の名称
 大崎市
 二 調査を行った時期
 平成二十年度から平成二十一年度まで
 三 成果の名称
 大崎市の地籍図及び地籍簿
 四 調査を行った地域
 大崎市古川北宮沢字北股、同字新北股、同字大森、同字甲朴木欠、同字朴木欠乙、同字新朴木欠
 の一部
 五 認証年月日
 平成二十二年七月二十七日
 ○宮城県告示第七百九十二号
 次の貸金業者について、貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二十四条の六の五第一項の規
 定により、平成二十二年七月二十八日貸金業者の登録を取り消した。
 平成二十二年八月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	登録番号	登録年月日
--------	--------	------------	------	-------

富士興業 藤澤正義 仙台市太白区羽黒台十一番 三十号 宮城県知事(一) 第〇三二七三号 平成二十一年 二月四日
 ○宮城県告示第七百九十三号
 次の貸金業者について、貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二十四条の六の五第一項の規
 定により、平成二十二年七月二十八日貸金業者の登録を取り消した。
 平成二十二年八月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	主たる営業所の所在地	登録番号	登録年月日
千葉一敏	宮城県利府町青山四丁目四十六番地五	宮城県知事(二) 第〇三二四三三号	平成二十一年 五月二十日

○宮城県告示第七百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規
 定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があつ
 た。
 平成二十二年八月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 登米市東和町錦織字高城山一〇九の二、一〇九の一四、東和町米川字富沢三三三、二四七の一
 （次の図に示す部分に限る）、東和町米谷字中ノ沢三八の一七
 二 保安林として指定された目的
 水源のかん養
 三 変更後の指定施業要件
 1 立木の伐採の方法
 (一) 主伐に係る伐採種を定めない。
 (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整
 備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、平成二十二年七月十四日付け十九森整第八百九十五号で関係者あて通知したところ、次の者は、所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を仙台市役所に掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十二年八月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

仙台市青葉区熊ヶ根字小込沢山一、二の一から二の五まで、二の六・五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五の三、七、八、一の一の二、一の一の二・一・二の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一四の五、一七、二〇、二二の二、二二の三、二二の七、二二の八、三四

二 所在が不明である者の住所氏名

東京都大田区山王二丁目三番八号 沼澤 英吾

三 通知の内容

一の森林について、平成二十二年七月十三日宮城県告示第七百二十九号で告示したとおり保安林に指定する予定である。

（「次の図」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十二年八月三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 三百九十八号

三 道路の区域

変更の区間	変更の前後	
	前	後
登米市東和町米谷字岩の沢一六番一地先から 同市同町米谷字石橋八二番一地先まで	一三・〇 二四・四	一三・〇 二四・四
登米市東和町米谷字岩の沢一六番一地先から 同市同町米谷字石橋八二番一地先まで	一三・〇 二四・四	一三・〇 二四・四
登米市東和町米谷字岩の沢一三七番地先から 同市同町米谷字岩の沢一三六番地先まで	一三・〇 二四・四	一三・〇 二四・四

○宮城県告示第七百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十二年八月三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三百九十八号	登米市東和町米谷字岩の沢一六番一地先から 同市同町米谷字石橋八二番一地先まで	平成二十二年 八月十一日
		登米市東和町米谷字岩の沢一三七番地先から 同市同町米谷字岩の沢一三六番地先まで	

○宮城県告示第七百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により審査した結果、鹿島台東部土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を適当と決定したので、同条第六項の規定により関係書類を縦覧に供する。

なお、この決定について不服があるときは、同法第九条第一項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議の申出をすることができる。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年八月三日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高 橋 幸 夫

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業（維持管理事業）変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十二年八月三日から平成二十二年八月二十四日まで

三 縦覧場所

大崎市役所

○宮城県告示第七百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により審査した結果、小牛田町土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を適当と決定したので、同条第六項の規定により関係書類を縦覧に供する。

なお、この決定について不服があるときは、同法第九条第一項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議の申出をすることができる。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年八月三日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高橋幸夫

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業（維持管理事業）変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十二年八月三日から平成二十二年八月二十四日まで

三 縦覧場所

美里町役場、大崎市役所、涌谷町役場

○宮城県告示第八百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により審査した結果、遠田郡南郷土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を適当と決定したので、同条第六項の規定により関係書類を縦覧に供する。

なお、この決定について不服があるときは、同法第九条第一項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議の申出をすることができる。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年八月三日

宮城県北部地方振興事務所

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業（維持管理事業）変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十二年八月三日から平成二十二年八月二十四日まで

三 縦覧場所

美里町役場、石巻市役所、東松島市役所、松島町役場

公 告

○採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定に基づき、採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成二十二年八月三日

宮城県知事 村井嘉浩

一 試験日時

平成二十二年十月八日（金）午前十時から正午まで

二 試験会場

パレス宮城野

仙台市青葉区上杉三丁目三・一

三 試験科目

1 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）

2 岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項

四 受験手続

1 受験願書の受付期間は、平成二十二年九月二日（木）から同月十六日（木）までとする。ただし、郵送の場合は、同日の消印のあるものまでを有効とする。

2 受験手数料は八千円とし、受験願書に八千円分の宮城県収入証紙をはり付けて納めること。

3 受験願書は、宮城県経済商工観光部産業立地推進課並びに各地方振興事務所及び地域事務所配布する。

4 受験願書の提出先

宮城県経済商工観光部産業立地推進課

〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

(電話〇二二・二二一・二七三二)
5 受験願書の添付書類

写真(手札形(縦十・六センチメートル、横八・一センチメートル)とし、受験願書の提出前六か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)

正 誤

〇宮城県公報第二〇五六号(平成二十一年五月十二日付け)中

ページ	段	行	正	誤
二	上	一	大崎市鳴子温泉字岩淵六の二三・ 六の二三(以上一筆国有林)	大崎市鳴子温泉字岩淵六の二三・ 六の二三